

土木学会海外支部規程

平成12年6月23日	制 定
平成13年1月19日	一部改正
平成13年4月20日	一部改正
平成18年5月9日	一部改正
平成19年7月20日	一部改正
平成20年1月18日	一部改正
平成20年5月7日	一部改正
平成20年11月21日	一部改正

(支部の名称および所在地)

第1条 この支部は、土木学会細則第1条に基づいて設置されるもので、土木学会海外支部といい(以下「支部」という。)、事務局を東京都新宿区に置き、国際委員会がその業務を担当する。

(目 的)

第2条 この規程は、定款および細則に定めるもののほか、支部の組織および会務運営についての基準を定めることを目的とする。

(海外分会)

第3条 海外に次の分会を置く。

- (1) 台湾分会
- (2) 韓国分会
- (3) 英国分会
- (4) モンゴル分会
- (5) トルコ分会
- (6) インドネシア分会
- (7) タイ分会
- (8) フィリピン分会
- (9) ベトナム分会

2 分会に分会長を置く。分会長は、国際委員会の承認に基づき、会長が委嘱する。

(海外分会の設立)

第4条 海外分会の設立にあたっては、別に定めた海外分会設立指針に則り、10名以上の土木学会会員の署名を付した分会設立要請書を国際委員会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 海外分会は分会規程を英文で作成し、国際委員会の承認を受ける。

3 海外分会の分会長の選出方法は、分会規程に定める。

(事 業)

第5条 支部は、主に海外において次の事業を行う。

- (1) 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催および見学視察等の実施
- (2) 土木工学に関する調査、研究の実施
- (3) 土木工学教育および土木技術者教育の実施
- (4) 土木工学に関する啓発および広報活動の実施
- (5) 土木工学の発展に資する国際活動の実施
- (6) 土木学会会員の募集、勧誘活動

- (7) 土木工学関連情報の相互交換
- (8) その他目的を達成するために必要なことを行う。

2 国際委員会は必要に応じて分会の実施する行事、活動の支援を行う。

(役員)

第6条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 会計監査 1名
- (4) 幹事長 1名
- (5) 幹事 5名以内

(役員を選出および委嘱)

第7条 支部長は、国際部門担当主査理事がその任にあたる。

- 2 副支部長、会計監査、幹事長および幹事は、国際委員会構成員から選任し、支部長が委嘱する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、原則として次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 支部長 当該理事の期間とする。
- (2) 副支部長 2年
- (3) 会計監査 2年
- (4) 幹事長 2年
- (5) 幹事 2年 原則として半数交代

(役員の報酬)

第9条 役員は無給とする。

(役員の職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 支部長 海外分会を統括し、支部会務を総理する。
- (2) 副支部長 支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計監査 海外支部の年度決算について監査を行う。
- (4) 幹事長 支部長を補佐し、会務を処理する。
- (5) 幹事 幹事長を補佐し、会務を処理する。

(支部会議)

第11条 支部長は、毎年1回の通常支部会議を開催する。また必要に応じて臨時支部会議を開催することができる。ただし、文書または電子媒体による支部会議の開催を妨げない。

- 2 支部会議の議長は、支部長がこれにあたる。
- 3 支部会議の構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 海外支部役員、またはその代理者
 - (2) 海外分会の分会長、またはその代理者
- 4 支部会議に付議すべき事項は、次のとおりとし、支部長はその結果を国際委員会に報告しなければならない。
 - (1) 海外支部の事業計画および予算
 - (2) 海外支部の事業報告および決算報告
 - (3) 海外分会設立指針の改正
 - (4) 海外分会への補助経費の交付決定

(5) その他海外支部の運営の重要事項

(幹事会)

第12条 幹事長は必要に応じて幹事会を開催する。ただし、電子媒体による幹事会の開催をさまたげない。

2 幹事会は、支部長、幹事長、幹事をもって構成し、議長は幹事長があたる。

(言語および情報公開)

第13条 海外支部の書類、支部会議および幹事会の議事録等の使用言語は英語とする。支部会議、幹事会の議事録等については、その写しを海外分会に配布する。

ただし、本支部規程は、日本語を正とし、英語翻訳を副とする。

(会計)

第14条 海外支部の経費は、交付金、行事参加費、広告費、賛助会費その他をあてる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 海外支部の会計は、会計監査の監査を受けなければならない。

(規程の変更)

第15条 この規程の変更は、支部会議の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成12年6月23日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成13年1月19日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成13年4月20日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成18年5月9日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成20年1月18日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成20年5月7日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成20年11月21日から施行する。